

事業者

原油価格高騰の影響を受ける市内の事業者の経営再建および事業継続に向けた取組を支援するため、支援金を給付します。

対象者 市内に事務所、事業所を有する中小法人等（＊）または個人事業主であって、事業の継続に向けて取り組む人

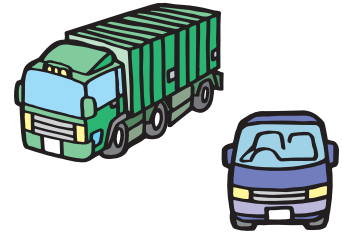
（＊）…資本金・出資金10億円未満または常時使用する従業員数2,000人以下

対象車両 令和7年5月1日現在で有効な自動車検査証の交付を受けており、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が泉佐野市内で登録されている自動車で、現に対象者が自らの事業のために使用している車両

※二輪自動車、小型特殊自動車、販売用自動車、レンタカー（カーシェアを含む）などは対象外

支援金額 対象車両の台数に下表の区分に応じた金額を乗じて得た額の合計額

自動車検査証の種類	1台あたりの給付額
道路交通法で定める【大型自動車】	50,000 円
道路交通法で定める【大型特殊自動車】	50,000 円
道路交通法で定める【中型自動車】 【準中型自動車】	30,000 円
道路交通法で定める【普通自動車】	20,000 円
【軽自動車】	10,000 円



申請期限 6月30日(月)まで

問合先 原油高騰支援金事務局コールセンター（☎463-3977 平日午前9時～午後5時）

※申請書類など、詳しくは市ホームページ（ID:10441）をご覧ください。

漁業者・遊漁船業者

原油価格高騰の影響を受ける市内の漁業者または遊漁船業者に対して、経営の再建および事業の継続に向けた取組を支援するため、支援金を給付します。

対象 市内に住所を有する漁業者、遊漁船業者、市内に主たる事業所を有する漁業または遊漁船業を営む法人、漁業協同組合など

対象船舶 令和7年4月1日現在で現に給付対象者が所有またはリース契約を結んでおり、自らの事業のために使用している船舶

支援金額 対象船舶1隻につき5万円を乗じて得た額の合計額

申請期限 6月30日(月)まで

問合先

●泉佐野漁業協同組合（☎462-3025）・北中通漁業協同組合（☎464-3637）に加入している組合員…加入の漁業協同組合

●上記以外の人…農林水産課

※申請書類など、詳しくは市ホームページ（ID:10503）をご覧ください。



農業者

原油価格高騰の影響を受ける市内の農業者に対して、経営の再建および事業の継続に向けた取組を支援するため、支援金を給付します。

対象（下記の要件のすべてに該当する人）

- 原油価格高騰の影響を受けている
- 市内に住所を有する農業者、農業関係団体、市内に主たる事業所を有する農業を営む法人
- 申請時点において3ヵ月以上耕作しており、今後1年以上耕作する意思がある
- 市内の土地改良区または水利組合の組合員

対象農業用機械 令和7年4月1日現在で現に給付対象者が所有またはリース契約を結んでおり、自らの耕作のために使用している下記の農業用機械

- 田植え機（乗車式に限る）
- トラクター（乗車式に限る）
- コンバイン（乗車式に限る）
- 穀物乾燥機
- 園芸施設用加温機

支援金額 対象機械1台につき1万円を乗じて得た額の合計額
申請期限 6月30日(月)までに郵送で〒598-0012 高松東1丁目10-37 泉佐野センタービル 泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金事務局へ

問合先 泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金事務局コールセンター（☎463-3977 平日午前9時～午後5時）へ

※申請書類など、詳しくは市ホームページ（ID:10502）をご覧ください。